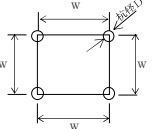
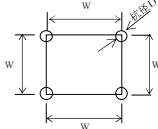
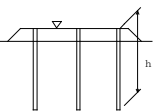
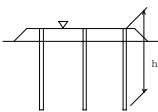
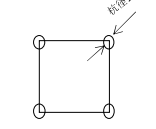
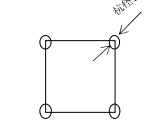
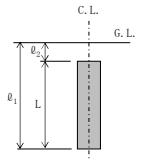
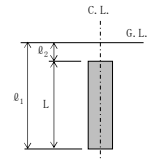


現行（令和6年）	改訂版（令和7年）	改定理由
土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R6.3〕、第1編1-1-24施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。 7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 10,000㎡以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。	土木工事施工管理基準 この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「土木工事共通仕様書(案)〔R7.3〕、第1編1-1-26施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。 7. その他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 10,000㎡以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第2編 土工編」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。	共仕の年度と項番 諸基準類との整合 (2025/1/28)

現行(令和6年)							改訂版(令和7年)							改定理由
1 出来形管理基準及び規格値(案) 目次							1 出来形管理基準及び規格値(案) 目次							
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3編 土木工事共通編							第3編 土木工事共通編							ページ番号 ページ番号 諸基準類との整合 ページ番号 ページ番号
第2章 一般施工							第2章 一般施工							
第6節 一般舗装工	3-2-6-9	8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		I - 59	第6節 一般舗装工	3-2-6-9	8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		I - 60	
		9	排水性舗装工	基層工		I - 60			9	排水性舗装工	基層工		I - 61	
第7節 地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合		I - 107	第7節 地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー攪拌工 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)・ パーチカルドレーン工 編」による管理の場合		I - 107	
第10編 道路編							第10編 道路編							
第16章 道路修繕							第16章 道路修繕							
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 164	第18節 落石雪害防止工	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 163	
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 163		10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 164	

出来形管理基準及び規格値（案）

現行(令和6年)										改訂版(令和7年)										改定理由												
単位: mm										単位: mm																						
編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	校番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要											
3	2	7	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7	3	2	7	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7	諸基準類との整合										
						杭径D	設計値以上										杭径D	設計値以上														
						打込長さh	設計値以上										打込長さh	設計値以上														
					締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		3-2-7-8							サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイルにおいては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-2-7-8		諸基準類との整合									
									※余長は、適用除外																							
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9	諸基準類との整合										
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)									位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)													
						杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)									杭径D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)													
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)									改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)													

銀行(令和8年)								改訂版(令和7年)								改定理由	
品質管理基準及び規格値 (案)								品質管理基準及び規格値 (案)									
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1 セメント・コンクリート (配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	新設修正
1 セメント・コンクリート (配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個 (α7～3個、α28～3個) とする。 ・早期セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個 (α3) を追加で採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1 セメント・コンクリート (配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、 なお、テストピースの採取は、1回につき6個 (α7～3個、α28～3個) とする。 ・早期セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個 (α3) を追加で採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	新設修正
1 セメント・コンクリート (配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		1 セメント・コンクリート (配圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	新設修正
6 既製杭工	材料	必須	外観検査 (鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥 (鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など) がないこと。	設計図書による。		○	6 既製杭工	材料	必須	外観検査 (鋼管杭 (鋼管ファイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥 (鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など) がないこと。	設計図書による。		○
6 既製杭工	施工	必須	外観検査 (鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。		6 既製杭工	施工	必須	外観検査 (鋼管杭 (鋼管ファイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭の鋼管を含む)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2mm×π以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3mm×π以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4mm×π以下とする。	適用範囲の明確化
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。			6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭 (鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験 (溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。	適用範囲の明確化	

品質管理基準及び規格値（案）								品質管理基準及び規格値（案）										
工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認	
6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の 現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中継り杭工法等で、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		6 既製杭工	施工	必須	鋼管杭（鋼管ソールセメント杭の鋼管を含む）・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。 なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		適用範囲の 明確化	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること				6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソールセメント杭の鋼管を含む）の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	中継り杭工法等で、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		適用範囲の 明確化	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中継り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソールセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソールセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比		比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中継り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソールセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	適用範囲の 明確化	
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの 圧縮強度試験 JIS A 1108		セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/㎠	6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソールセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの 圧縮強度試験 JIS A 1108		セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/㎠	適用範囲の 明確化
14 アスファルト舗装	プラント舗装	必須	アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-218	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または臨時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	14 アスファルト舗装	プラント舗装	必須	アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-218	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または臨時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	新記修正
30 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷重し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20mm～150mmごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所を確保し、1回につき6個（α7～3個、α28～3個）とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。		30 覆工コンクリート（NATM）	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷重し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20mm～150mmごとに1回、及び荷重し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースの採取は、1回につき6個（α7～3個、α28～3個）とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	新記修正	
33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			33 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照表-3.2.9 路上で破砕した路盤再生素材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		諸基準類との整合	
34 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	→0.7cm以内	1,000㎡ごと。			34 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」	→0.7cm以内	1,000㎡ごと。		諸基準類との整合	